

住宅宿泊事業法第18条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第18号

住宅宿泊事業法第18条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めるものとする。

(制限する区域及び期間)

**第2条** 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとする。

	区 域	期 間
1	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第134条第1項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童及び生徒に対して教育を行うもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「学校等」という。）の敷地の周囲100メートル以内の区域で、知事が別に定める区域を除く区域	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び学校等の休業日（授業、保育等を行わない日をいう。）を除く。）
2	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域内の区域で、知事が別に定める区域を除く区域	月曜日から金曜日まで（祝日法による休日を除く。）
3	建築基準法（昭和25年法律第201号）第49条第1項の規定により市町の条例においてホテル又は旅館の建築を制限している地区、同法第49条の2の規定により市町の条例においてホテル又は旅館の建築を制限している地域及び都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画においてホテル又は旅館の建築を制限している区域内の区域で、知事が別に定める区域	月曜日から金曜日まで（祝日法による休日を除く。）
4	1の項から3の項までに定めるもののほか、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域として知事が別に定める区域	宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間として知事が

	別に定める期間
--	---------

2 前項の表1の項及び2の項の規定は、これらの規定の適用の際現に法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営んでいる者の当該住宅宿泊事業については、当該適用の日から6月を経過する日までの間は、適用しない。

**附 則**

この条例は、法の施行の日（平成30年6月15日）から施行する。